



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

赤十字救急法基礎講習及び水上安全法救助員 I 養成講習会 開催要項

1. 目的 水の事故から尊い命を救助するための知識・技術を習得し、日常生活の中で安全で健康的な生活が営めるようにしてもらうことを目的とする。
2. 主催 日本赤十字社秋田県支部・秋田県赤十字水上安全法奉仕団
3. 共催 秋田県水難救済会（予定）
4. 日時 令和8年7月24日（金）～26日（日）9時～17時
5. 会場 秋田県立総合プール
（住所 〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄 4-6）
6. 受講資格
 - 1) 満15歳以上の方
 - 2) 一定の泳力を有する方水上安全法救助員 I 養成講習への受講に必要な一定の泳力

項目	条件
泳力	クロール及び平泳ぎで各100m以上
	クロール又は平泳ぎで500m以上
立ち泳ぎ	3分以上
潜行	15m以上

※安全管理の観点から、講習開始後に受講者の泳力が一定のレベルに達していないとスタッフが判断した場合は、参加をお断りすることがあります。
※上記記載の一定の泳力とは、受講に際し必要な泳力であり、検定内容を示すものではありません。
7. 講習内容 **【救急法基礎講習】**
傷病者の観察の仕方及び一次救命処置等

【水上安全法救助員Ⅰ養成講習】

水の事故防止、泳ぎの基本と自己保全、事故者の救助及び応急手当

8. 受講料 2,200円（税込み）
基礎講習修了者（講習最終日まで資格の有効期間内である者）は受講料700円、それ以外の方は2,200円となります。
受講料は下記口座へお振込みくださいますようお願いいたします。ご入金の確認をもって受付完了となります。
- 1) 銀行振込の受付口座
 - 【1】秋田銀行本店 普通預金「516274」
名義「日本赤十字社秋田県支部長」
(ニッポンセキジュウジシャアキタケンシブチョウ)
 - 【2】北都銀行秋田本店 普通預金「305373」
名義「日本赤十字社秋田県支部長」
(ニッポンセキジュウジシャアキタケンシブチョウ)
 - 2) お振込み期限
講習実施日の2週間前まで
 - 3) お振込み名義
受講者ご本人のお名前でお振込みください。また、お名前の前に「スイアン」と明記してください。
例) スイアン ニッセキ ハナコ
 - 4) 振込手数料
受講者負担となります。
 - 5) 受講料に対する企業名あてのインボイス（適格請求書）が必要な場合
下記メールアドレスあてにその旨を記載いただくようお願いいたします。
(例: 適格請求書の宛名は、「株式会社〇〇〇」でお願いします)
 - 6) キャンセルされた場合の返金
原則として講習実施日の3営業日前までにご連絡をいただいたものについて、振込手数料等の実費を差し引いた金額を返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましては、返金できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

9. 講師 日本赤十字社 水上安全法指導員

10. 証の交付 全日程を修了した方には受講証を交付します。
検定合格者には基礎講習修了者及び水上安全法救助員Ⅰの資格を交付します。

- 1 1. 募集人員 20名（定員になり次第締め切ります。）
- 1 2. 申込方法 日赤秋田県支部ホームページから申し込み下さい。
申込〆切は 令和8年6月30日（火） です。
- 1 3. 携行品 スイムウェア一式、筆記用具、昼食、着衣泳のための衣類
（厚手の長袖でキレイなもの）、スニーカー（汚れのないもの）、
その他各自が必要とするもの
- 1 4. 個人情報の取り扱いについて
個人の情報は講習会運営の目的のみに使用します。
また、個人の情報は第三者に提供いたしません。詳しくは、
ホームページ上の「日本赤十字社における個人情報の取り扱い
について」をご覧ください。
- 1 5. その他 ・初日は9時までに2階会議室に集合し、受付を済ませてく
ださい。なお、基礎講習修了者（講習最終日まで資格の有効
期間内である者）は初日の基礎講習を免除することができます
（その場合、13時30分に2階会議室に集合してください）。
・受講者少数の場合開催を中止とすることがありますので
予めご了承ください。
- 1 6. 当日の緊急連絡先
当日やむを得ず欠席する場合は下記までご連絡ください。
日本赤十字社秋田県支部携帯：080-1667-5087（当日のみ有効）

※ 問合せ先
日本赤十字社秋田県支部（秋田市旭北栄町1番5号）
TEL 018-864-2731
FAX 018-864-6852
メール koshu@akita.jrc.or.jp
担当 事業推進課